

検査の種類（ 1 ）と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について

検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について

（ 2 ）提供により実施される生殖補助医療について

精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の種類（ 2 ）と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について（特に注意事項として（ 3 ）が挙げられる）

提供をするにあたって起こりうる副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について（特に注意事項として（ 4 ）が挙げられる）

予想される結果等について（妊娠率、流産率、生産率、突然変異の遺伝病・染色体異常・形態的な先天異常等の発生率等について。）

（ 1 ）については、P 2の（ 1 ）を参照

（ 2 ）非配偶者間人工授精（ A I D ） 提供精子による体外受精、提供卵子による体外受精、提供胚の移植など。

（ 3 ）非配偶者間体外受精の方法と管理について

卵子提供者が経口避妊薬（ピル）を使用している場合にはその使用を直ちに中止すること

子宮内避妊器具（ I U D ）の使用は差し支えないこと

卵子提供者として採卵周期に入った場合は、その期間の性行為は禁止すること

卵子提供の場合、採卵を確実に実施するためには排卵誘発剤（ h M G , F S H , G n R H アナログ等）による卵巣刺激法の施行、卵胞の成熟度確認、副作用の予防等のために毎日通院する必要があること

卵子提供者には卵巣刺激法の開始前に、なぜそれが必要なのか、いつから何日間位通院する必要があるのか十分な説明を受けること

卵巣刺激開始前、中間および最終日には担当医によって経膈超音波検査、ホルモン検査等が施行されること

その結果、卵胞の成熟が確認されれば、定められた時間に来院し、 h C G の注射を受けること

採卵は超音波ガイド下による経膈採卵法によって行われること

採卵を行う際には静脈麻酔がかけられる場合があり、その場合、副作用が発生するリスクもあること

卵子提供者に対する採卵後のケアは24時間の安静、鎮痛剤、抗生剤の処方等であること

また、採卵後1週間、担当医師や不妊治療について十分な専門性を有する看護師が採卵後の症状、状態についていつでも質問、疑問に答えられるように待機していること

（ 4 ）非配偶者間体外受精の成功率と医学的リスクについて

卵巣刺激法を実施している間は下腹部の違和感、膨満感などの卵巣過剰刺激症候群（OHSS）の前駆症状に対する注意が必要であり、もし問題が生じた場合には担当医師あるいは不妊治療について十分な専門性を有する看護師等がいつでも相談に応じられるような体制となっていること

卵巣刺激法を受けることによりOHSSになる可能性はあるが、卵子提供者は胚移植を受けないので、その危険性は通常の体外受精・胚移植より少ないこと
採卵操作によって通常の生殖補助医療と同様の出血、感染、他臓器穿刺、麻酔合併症などのリスクが考えられること

ゴナドトロピンによる卵巣刺激によって卵巣癌のリスクが高まるという報告もあるが、まだ実証されていないこと

卵子提供の場合、卵巣刺激法を実施したことによって、その後に提供者自身の妊孕性が低下することはないこと

上記（１）～（２）の事項につき、

- ・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。

2. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・胚の提供について

（１）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について

（ ）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件について

加齢により妊娠できない夫婦は対象とならないこと

自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の提供を受けることはできないこと

夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など、生まれてくる子どもを安定して養育していける夫婦に限って提供を受けられること

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類ごとに適用される条件について

精子提供者に対して

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦のみが、提供精子による人工授精を受けることができること

精子提供による体外受精を受ける者に対して

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供精子による体外受精を受けること

ができること

卵子提供者に対して

卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供卵子による体外受精を受けることができること

胚提供者に対して

胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された胚の移植を受けることができること

ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができること

() 子宮に移植する胚の数の条件について

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個まで、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとされていること

1回に2個以上の胚を子宮に移植する場合、仮に双胎、三胎となってもそれを受け入れることとされていること

(2) 精子・卵子・胚の提供の条件について

() 精子・卵子・胚を提供できる者の条件について

精子を提供できる人は、満55歳未満の成人であること。

卵子を提供できる人は、既に子のいる成人であって、且つ満35歳未満であること

ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さないこと

同一の人からの卵子の提供は3回までであること

同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該人から提供された精子・卵子・胚は生殖補助医療に使用することはできないこと

精子・卵子・胚の提供に当たっては、血清反応、梅毒、B型肝炎ウィルスS抗原、C型肝炎ウィルス抗体、HIV抗体等の感染症の検査を行うこと)

具体的には、提供時及びウィンドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を受け、陰性が確認された場合のみ提供できること

上記感染症の検査の結果は提供者に知らされること

遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解」の遺伝性疾患に関する部分及びその解説の当該部分に準じたチェック(問診)が行われること

遺伝性疾患のチェックの結果、提供を認められないと判断される場合もあること

() 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について

精子・卵子・胚の提供に関し、金銭等の対価を供与すること及び受領することは一切禁止されていること

ただし、実費相当分（交通費、通信費等）については、この限りでないこと

提供を受ける者より提供者に支払うことができる実費相当分の具体的な額（P）

（ 「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲について（検討課題1））

（検討課題1第10次改訂後資料P16）

（要検討事項）

「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲をどのように設定するか？

（交通費、通信費のほかにもどのようなものを実費相当分に含めるのか？）

（案1）個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額に一定額を加算した額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案2）個々の事例について、実際にかかった額を含めた一定の額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案3）個々の事例について、実際に提供者が負った負担に応じた額を「実費相当分」（の上限）として認める。

（案4）個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額のみを「実費相当分」として認める。

（案5）「実費相当分」という以上の具体的な基準は特に示さない。

医療費やカウンセリングの費用等、提供による生殖補助医療の施行に要する費用は、提供を受ける者が全額負担すること

() 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について

精子・卵子・胚の提供は匿名で行われること

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人及び当該精子・卵子・胚の提供を受ける人に対して、十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供が認められていること（P）

兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査